

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 福島県選挙管理委員会
- 福島県知事選挙を行う件
- 福島県知事選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を
選任した件
- 福島県知事選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の
届出を受領する場所を定めた件
- 福島県知事選挙における諸届出を受領する場所を定めた件
- 福島県知事選挙における選挙会の場所及び日時を定めた件
- 福島県知事選挙における各候補者の政見放送及び経歴放送の順序を
定めるくじを行う日時及び場所を定めた件
- 福島県知事選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日
時及び場所を定めた件
- 福島県知事選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示すること
ができる日を定めた件
- いわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙を行うべき事由が生じた件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定に基づく福島県知事選挙を次のとおり行う。

平成二十六年十月九日

選挙の期日 平成二十六年十月二十六日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊 地 俊 彦

福島県選挙管理委員会告示第五十二号
平成二十六年十月二十六日執行の福島県知事選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。

平成二十六年十月九日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊 地 俊 彦

- 一 選挙長
本宮市荒井字新介二十九番地 菊地 俊彦
- 二 選挙長の職務を代理すべき者
福島市北沢又字東谷地北十一番地の四 鈴木 忠夫

福島県選挙管理委員会告示第五十三号

平成二十六年十月二十六日執行の福島県知事選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受領する場所を次のとおり定めた。

平成二十六年十月九日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊 地 俊 彦

- 一 選挙長の事務を取り扱う場所
福島市杉妻町二番十六号
福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務局
- 二 立候補の届出を受領する場所
福島市杉妻町二番十六号
福島県庁本庁舎五階正庁

福島県選挙管理委員会告示第五十四号

平成二十六年十月二十六日執行の福島県知事選挙における次の一に掲げる諸届出を受領する場所を次の二のとおり定めた。

平成二十六年十月九日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊 地 俊 彦

- 一 届出の種類
 - 1 選挙事務所の設置及び異動の届出
 - 2 出納責任者の選任及び異動の届出
 - 3 報酬の支給を受けることができる者の届出
- 二 届出を受領する場所
福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務局

福島県選挙管理委員会告示第五十五号

平成二十六年十月二十六日執行の福島県知事選挙における選挙会の場所及び日時を公

職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により、次のとおり定め
た。

平成二十六年十月九日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

- 一 場所 福島市杉妻町三番四十五号 杉妻会館三階百合A
- 二 日時 平成二十六年十月二十九日午前十一時

福島県選挙管理委員会告示第五十六号

平成二十六年十月二十六日執行の福島県知事選挙における各候補者の政見放送及び経
歴放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成二十六年十月九日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

- 一 日時 平成二十六年十月九日午後六時
- 二 場所 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会告示第五十七号

平成二十六年十月二十六日執行の福島県知事選挙における公職選挙法（昭和二十五年
法律第百号）第百六十九条第五項の規定による選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う
日時及び場所を次のとおり定めた。

平成二十六年十月九日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

- 一 日時 平成二十六年十月十日午後六時
- 二 場所 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会告示第五十八号

平成二十六年十月二十六日執行の福島県知事選挙におけるポスター掲示場にポスター
を掲示できる日を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第五項の
規定により、次のとおり定めた。

平成二十六年十月九日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

掲示開始日 平成二十六年十月九日

福島県選挙管理委員会告示第五十九号

次のとおりいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙を行うべき事由が生じたので、公
職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十九条の五第四項第六号の規定により、告

示する。

平成二十六年十月九日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

事	由
<ul style="list-style-type: none"> 一 福島県議会議員清水敏男が平成二十五年七月三日辞職したこと。 二 平成二十六年一〇月二六日福島県知事選挙が行われるため、公職選挙法（昭和二十五年法律第一〇〇号）第一一三条第三項の規定に該当したと。 	<p>公職選挙法第一一一条第一項の規定による通知を受けた日</p> <p>平成二十五年七月四日</p>